

令和3年11月 随意契約一覧（物品・委託契約）

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
1	11月1日	クレジットカード収納に係る準備業務委託	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	1,158,960	現在、特別区民税・都民税（普通徴収分）の納付は、指定事業者が指定するバーコードを使用して行っており、クレジットカードによる納付についても、当該バーコード及び指定事業者が開発したスマートフォン用アプリを使用の上、行うことができるようにする。本業務は、クレジットカードによる納付を行うための準備業務であることから、指定事業者以外に履行することができない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	税務課
2	11月1日	高齢者パワートレーニング教室（本教室）実施運営委託	株式会社メタルプロス	560,690	「高齢者パワートレーニング教室」は、高齢者が自宅等でできる器具を使用しない筋力トレーニングプログラムを指定事業者が独自に考案・企画したものであるため、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課
3	11月12日	新型コロナウイルス予防接種の実施に伴うすみだ健康情報システム改修委託	日本コンピューター株式会社 東京営業所	2,046,000	指定事業者は、墨田区で運用している当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	保健予防課
4	11月16日	令和4年度税制改正に伴う課税原票管理システム改修委託	株式会社ジェイエスキューブ 営業本部	2,750,000	指定事業者は、墨田区で運用している当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	税務課
5	11月17日	コンビニ交付電文バージョンアップに伴う証明書コンビニ交付連携システムの設定変更委託	株式会社ジーシー 東京支社	660,000	指定事業者は、墨田区で運用している当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	窓口課
6	11月24日	介護保険収納システムモバイルレジ対応（期別表示対応）に係るシステム改修委託	株式会社ジーシー 東京支社	660,000	指定事業者は、墨田区で運用している当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	介護保険課
7	11月24日	特別区民税・都民税申告書の印字作業委託（単価契約）	株式会社ジーシー 東京支社	単価契約	本件において、外字を含む区民の氏名等を正確に印字するためには、現行システムの文字変換プログラム及びプリントプログラムを使用することが必要不可欠である。 現在両プログラムは指定事業者が著作権を有しているため、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	税務課
8	11月24日	「墨田区のお知らせ（新型コロナウイルス予防接種特集号）」の印刷	ヨシダ印刷株式会社 東京本社	836,000	「墨田区のお知らせ」の特集号として、区報に準拠した紙面づくりをする必要があり、本業務を履行することができるのは年間を通して区報の印刷をしている指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	保健予防課
9	11月25日	墨田区のお知らせ（新型コロナウイルスワクチン予防接種特集号）の全戸配布委託（単価契約）	公益社団法人墨田区シルバー人材センター	単価契約	指定事業者は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第3項」に規定するシルバー人材センターであり、本件は、当該指定事業者から役務の提供を受ける契約である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	保健予防課
10	11月29日	AIオンデマンドバス実証運行システム導入支援サービス業務委託	MONET Technologies株式会社	3,300,000	本件は、「次世代モビリティサービスに関する連携協定」に基づき実施するものである。指定事業者は、上記協定の締結事業者であり、本業務を効果的に履行することができるのは指定事業者以外にない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	観光課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額(円)	指定理由	根拠法令	担当課
11	11月29日	子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)に係るシステム改修業務委託	株式会社ジーシー 東京支社	2,750,000	子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)は、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)により実施が決定された事業であり、子育て世帯への支援を緊急に行うことを目的とするものである。指定事業者は、墨田区で運用している当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	子育て支援課
12	11月29日	子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)に係る支払案内通知書作成業務委託(単価契約)	株式会社ジーシー 東京支社	単価契約	子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)は、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)により実施が決定された事業であり、本事業の趣旨から、早期の支給とすることが必要である。 本給付金に係るシステムを開発した指定事業者は、当該システムを利用して支給対象者へ支給案内通知を速やかに作成することができるため、指定事業者に委託することにより、区でこれらの通知の印刷、封筒やはがきの購入を省略することができ、早期の支給とすることが可能である。なお、他の事業者は、当該システムを利用することができないため、本業務を履行することができない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	子育て支援課